

中山間地域等直接支払制度の継続を求める意見書

徳島県における中山間地域は、県土の8割、農業粗生産額の4割を占めるなど重要な地域であり、県民への食料等の供給のほか、県土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、やすらぎの提供、地域文化の継承等の多面的な機能を持っている。

しかしながら、中山間地域においては、過疎・高齢化が予想をはるかに上回るスピードで進んでおり、基幹産業である農業についても、価格の低迷や厳しい生産条件から農家数の減少が続いている。このような状況が続けば、農業はもとより農業・農村の持つ多面的な機能が失われてしまうことが懸念される。

こうした中、平成12年度に導入された「中山間地域等直接支払制度」については、平成21年3月現在、本県において、17の市町村で約4,400ヘクタールの農地を対象に実施されており、耕作放棄地の発生防止はもとより、集落内の話し合いを通じた連帯意識の醸成や地域農業の活性化に大きな成果を上げている。

このような状況の中、平成21年度末をもって対策期間が終了する中山間地域等直接支払制度が継続されない場合、中山間地域に与える影響は計り知れないものがある。

よって、国においては、中山間地域等直接支払制度を継続するとともに、地域の農業を守っていく仕組みづくりや農業・農村の多面的機能の一層の確保のため、制度の更なる充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗